

第1-3表 特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数

(1) 新産業別最低賃金

(令和5年3月末現在)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	4	171
織 維 工 業 関 係	5	7	145
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	1	6
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	2	1	83
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	1	4	36
塗 料 製 造 業 関 係	4	2	63
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	1	49
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	3	107
鉄 鋼 業 関 係	20	31	1,424
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	8	409
金 属 製 品 製 造 業 関 係	4	8	116
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	25	228	5,007
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	7	221
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	45	207	8,503
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	140	8,671
小 計	168	652	25,011
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	1	1	6
各 種 商 品 小 売 業 関 係	30	15	1,930
自 動 車 小 売 業 関 係	23	217	2,078
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	32
道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業 関 係	1	3	19
小 計	56	246	4,065
合 計	224	898	29,076

(2) 旧産業別最低賃金

木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	4	21
全 国 非 金 属 鉱 業 ( 厚 生 労 働 大 臣 決 定 ) 関 係	1	1	4
合 計	2	5	25

総 合 計	226	903	29,101
-------	-----	-----	--------

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

第1-7表 最低賃金時間額の全国加重平均額

(令和5年3月末現在)

		年度	令和4年度	(参考：令和3年度)
事項別			円 (件)	円 (件)
地域別最低賃金			961 (47)	930 (47)
対前年度上昇率(%)			3.33	3.10
特定最低賃金	新産業別最低賃金	製造業		
		食料品・飲料製造業関係	829 (7)	815 (7)
		繊維工業関係	798 (5)	799 (5)
		木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845 (2)	838 (2)
		印刷・同関連産業関係	850 (1)	792 (2)
		塗料製造業関係	988 (4)	972 (4)
		ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	938 (4)	915 (4)
		鉄鋼業関係	999 (20)	975 (20)
		非鉄金属製造業関係	901 (9)	889 (9)
		金属製品製造業関係	937 (4)	922 (4)
		一般機械器具製造業関係	956 (25)	935 (25)
		精密機械器具製造業関係	939 (7)	920 (7)
	電気機械器具製造業等関係	930 (45)	908 (45)	
	輸送用機械器具製造業関係	972 (33)	951 (33)	
	小計	952 (168)	930 (169)	
	非製造業	新聞・出版業関係	879 (1)	853 (1)
		各種商品小売業関係	849 (30)	845 (30)
		自動車小売業関係	923 (23)	907 (23)
自動車整備業関係		923 (1)	892 (1)	
道路貨物自動車運送業関係		910 (1)	910 (1)	
小計		887 (56)	877 (56)	
合計			943 (224)	923 (225)
対前年度上昇率(%)			2.17	1.88
旧産業別最低賃金			816 (1)	816 (1)
総合計			942 (225)	922 (226)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回るものを含む。）の全国加重平均時間額であり、（）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	5,772 (1)	5,772 (1)